

# 小売電気事業者に関する最近の動向 及び今後の対応について

2022年9月26日(月) 第77回 制度設計専門会合 事務局提出資料



#### 本日の御議論

- 令和4年7月26日に開催された第75回制度設計専門会合において、インバランス料金 や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、一般 送配電事業者による適切な解約に向けた運用の整理等を行うことについて御議論いた だいた。
- これに関し、委員からは、解約の基準やタイミングなど一定のルールを決める必要があるのではないかといった御意見を頂いた。
- また、保証金等の仕組みを整えて大規模な未払を防止する方策もあり得るのではないかといった御意見も頂いた。
- そこで、本日は、①インバランス発生を理由とする解約、②保証金未払いを理由とする 解約について整理を行ったため、当該整理について御議論を頂きたい。

#### 〈第75回制度設計専門会合(令和4年7月26日)〉

- 解約の基準とかタイミングについて決めておきませんと、よほどのことでなければ現状では解約ということが起こりにくいということだと思っております。…TSOが大きな問題を抱える小売事業者にいわば引導を渡すべしという法制度の趣旨を踏まえて、要件とか手続というものをしっかり定めて、TSOにこの点での一定の役割を担っていただくことがよいのではないかと思っております。(草薙委員)
- 託送料金の回収サイトからしましても、託送料金の回収が困難な場面があるということで、この点に関しましては本当に解消するのであれば、保証金なり何らかの保険的な仕組みを採用しない限りは、やはり我が国の現行の倒産法制からしますと、このような未収が生じてしまうところもやむを得ない点があると考えております。(松田委員)
- インバランス料金や託送料金の未払いの回収ということであれば、会社の需要家規模に応じて一定の金額を積むような制度であったり、そういうことを考えることで解決する方向が望ましいのではないかと思いました。(圓尾委員)

### 

- 小売電気事業者と一般送配電事業者が需要家へ電気を供給するために結んでいる託送契約について、小売電気事業者によるインバランス料金や託送料金の未払いが続く事例が散見されており、その未納額は、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円に上る状況(その金額の多くはインバランス料金)。
- 一般送配電事業者は、小売電気事業者との託送契約について、約款上、インバランス 料金等の未払いを理由として解約することができる。
- もっとも、現行の運用では、インバランスの発生からインバランス料金の支払期限の到来まで、3ヶ月程度の期間が必要となり、その結果、大規模のインバランスになるほど、一般送配電事業者における当該料金の未収リスクが増大し、最終的には託送料金という形で、広く需要家の負担を招くことになりかねない。
- なお、一般送配電事業者は、約款上、大規模なインバランスを発生させていることを理由として託送契約を解約することができるが、これまでの運用上、これを理由とした解約はなされてこなかったところ。

## (参考) 今後の検討の方向性

- 小売電気事業者間での公正な競争の結果、事業者の撤退等は発生しうる。
- 一方で、需要家の保護や社会的負担の抑制を図ることは重要。そのため、①事業開始時点から事業上のリスク管理の実施を求めるとともに、②事業開始後も、定期的にリスクを分析し、事業の持続可能性を事業者自らが確認していくこと、③事業の継続が困難な兆候が現れた場合には、需要家への丁寧な周知や支払い困難な費用の増大防止など、円滑な撤退を促していくこと、が必要ではないか。
- そのため、例えば、以下のような点について、今秋中をメドに検討を進めてはどうか。
  - ①:小売登録審査において、市場リスク等の分析や、必要な対策の実施を求めること。
  - ②:小売電気事業者が、自らの事業の持続可能性を定期的に確認すること。 また、その確認状況について、国が適切にモニタリングすること。
  - ③-1:小売電気事業から撤退する場合に、十分な周知期間を確保するなど需要家に丁寧な対応をとるよう、小売営業GL等を通じて小売電気事業者に求めること。
  - ③-2:<u>インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の</u> 抑制を図る観点から、一般送配電事業者による適切な解約に向けた運用の 整理等を行うこと。
- なお、海外でのストレステストに関する取組状況についても、今後更に調査を進める予定。

### ① インバランス発生を理由とする解約について

- 一般送配電事業者の解約事由として、小売電気事業者が「頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき」(計画値同時同量に違反したとき)が託送供給等約款に規定されており、一般送配電事業者は、小売電気事業者が違反した場合、インバランス料金の未収が生じる前に解約することも可能ではある。
- 一方で、計画値同時同量(インバランスを出さないこと)は、小売電気事業者に託送供給等約款上求められている一般的な役割と言え、どのような場合に託送契約の解約が許容されるのか、という点については、一般送配電事業者の未収リスク抑制の観点とは別に、系統全体の安定供給確保の観点等から検討すべき性格の論点ではないか。

#### 託送供給等約款(東京電力パワーグリッド株式会社)

54 解約等

- (1) **当社は、次の場合には、接続供給契約、**振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約**を解約することがあります。** (中略)
  - 八 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が**次のいずれかに該当し、当社が契約者**、発電契約者または需要抑制契約者**にその改善を求めた場合で、**43 (適正契約の保持等)に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電状態または需要抑制状態への変更に**応じていただ**けないとき。

(中略)

(□) 接続供給の場合で、**頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。** 

### ②-1 保証金の請求事由について

- 現行の託送供給等約款上、未収リスク抑制の観点から、①料金の支払い延滞、②新たな供給開始、③契約電力等の増加の場合に、一般送配電事業者は必要に応じて保証金を求めることができると規定されているが、インバランスが大幅に増加等していることを理由に保証金を求めることは明示されていない。
- しかし、未収リスク抑制の観点から保証金が措置されていることに鑑みれば、大規模なインバランス料金が急増する可能性がある場合に、当該料金債権の未収リスクを低減する方策として、保証金を必要に応じて求めることを検討すべきではないか。
- 具体的には、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する 約款改定を行ってはどうか。
- また、約款の運用に当たっては、a.調達率が急激に低下するなどしてインバランス量が急増し、 b.インバランス量が大規模であり、c.一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売 電気事業者が応じない場合に、一般送配電事業者の判断で必要に応じて保証金を求めること としてはどうか。
- なお、上記の運用に当たっては、小売電気事業者への事業継続への影響に鑑み、保証金を求める必要性を一般送配電事業者において慎重に検討した上で行うことが妥当ではないか。

#### 託送供給等約款(東京電力パワーグリッド株式会社)

#### 35 保証金

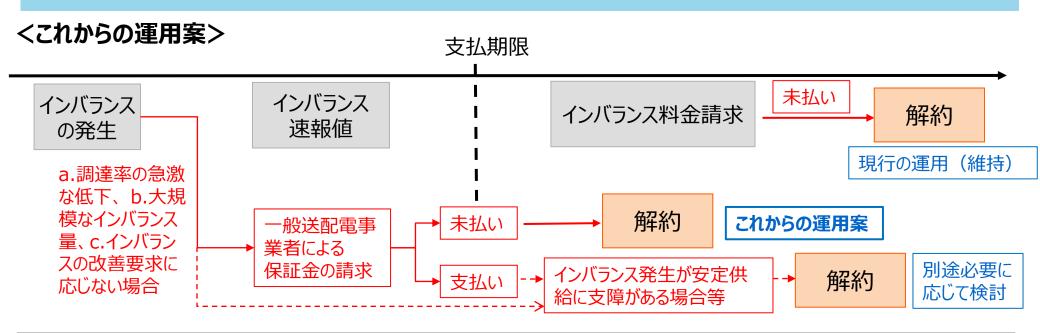
- (1) 契約者の場合は、次によります。
  - イ 当社は、<u>料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力等を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再</u>開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
  - 口 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
  - 八一当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。
  - 二 当社は、保証金について利息を付しません。
  - ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、八により支払額に充当した場合は、 その残額をお返しいたします。

## ②-2 保証金の請求額について

- また、保証金として求めることができる額は、現行約款上、「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」と規定されている。
- インバランス料金の未収リスクに備える観点からは、予想インバランス料金を一律に求めることも考えられる。
- 他方、インバランス量を想定することは困難であると考えられ、また、インバランス料金が小売電気事業者にとって過大な負担になる場合もあると考えられる。
- そこで、小売電気事業者の事業継続への影響に鑑み、「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」として求める額については、過大とならないよう一般送配電事業者において慎重に検討の上、設定することとしてはどうか。

### ②-3 保証金未払いを理由とする解約について

- 小売電気事業者が保証金を支払わない場合、一般送配電事業者は託送供給契約 を解約することがある旨約款上規定されている。
- そこで、大規模な未収リスクを抑制し、社会的負担の増大リスクの抑制を図る観点から、 一般送配電事業者が保証金を求めた結果、小売電気事業者が支払わない場合、当 該未払いを理由に解約することは許容されると解することが適当ではないか。



#### **託送供給等約款(東京電力パワーグリッド株式会社)**

54 解約等

- (1) **当社は、次の場合には、接続供給契約、**振替供給契約,発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約**を解約することがあります。** (中略)
- □ 契約者,発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合 (中略)
  - (ハ) この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、<u>保証金</u>、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。) を支払われない場合

#### まとめ

- 一般送配電事業者の大規模な未収を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、インバランス料金の未収リスクがある場合に、一般送配電事業者が必要に応じて保証金を求めることができる旨を明記する約款改定を行ってはどうか。
- また、a.調達率が急激に低下するなどしてインバランス量が急増し、b.インバランス量が大規模であり、c.一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売電気事業者が応じない場合に、一般送配電事業者が必要性を慎重に判断した上で保証金を求める運用とし、「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」として求める額は、過大とならないよう一般送配電事業者において慎重に検討の上、設定することとしてはどうか。また、保証金を求めた結果、小売電気事業者が支払わない場合、当該未払いを理由に解約することは許容されると解することが適当ではないか。
- なお、上記について、運用開始後、保証金の支払状況や未収リスクの解消状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととしてはどうか。